

湯泉神社 神道祭祀 みおやの郷 使用規定、許可書

- 1、 種々の理由により各家の墓碑を建立し、将来にわたる保持が困難と思われる方は、神道祭祀みおやの郷に納骨することができます。納骨を希望される方は、本規定をお読みの上、お申し込みください。
- 2、 納骨あるいは生前の契約は、当神社規定の申込用紙に署名捺印し、使用料を添えてお申し込みください。
- 3、 焼骨を納骨するときは、市区町村の発行した火葬証明書または埋葬届書を提出してください。
- 4、 使用料 30 万円（一御霊、神道祭祀管理料）
墓碑は 10 万円（追加文字彫りは別途）
- 5、 契約を解除されても、使用料は返還されません。（墓碑料金含む）
- 6、 申込者に対し使用許可書と領収書を発行し、毎年、春に御案内をさせていただき供養祭を行います。個人的、祭祀は別でご相談ください。
- 7、 動物の焼骨などは納骨できません。
- 8、 宗教は神道です。他の神社宮司様、氏子様関係も受付いたします。（他の神社宮司様での祭祀も可能です）。
- 9、 神道祭祀みおやの郷の使用権利は、譲渡質入はできません。また、焼骨以外は埋葬できません。御霊璽はご自宅で祭祀ください。又、天災、地災による破損は保障できません。
- 10、 各家々でお墓を建立し先祖代々のお骨を神道祭祀されたい方はご相談ください。
- 11、 生前に契約される方ご相談に応じます。
- 12、 本規定にない事柄は、管理者である湯泉神社の判断とします。

以上につき、委託者、宗教法人湯泉神社神道祭祀みおやの郷管理委員会、双方合意の上「湯泉神社神道祭祀みおやの郷」遺骨埋蔵管理委託並びに神道祭祀契約を締結したので、これを証するため本書 2 通を作成し、書名捺印の上、各自 1 通を保管する。

平成 年 月 日
委託者 氏名 印
住所
電話番号
管理者 宗教法人 湯泉神社 神道祭祀みおやの郷管理委員会
管理人 印
所在地 神戸市北区有馬町 1908 番地 湯泉神社内
電話番号 078-904-0418

(本用紙は神道祭祀みおやの郷 許可書になります。)